平成２３年（フ）第１１１１８号
東京都江戸川区西葛西８丁目15―４―1003、開始決定時の住所東京都台東区今戸２丁目37―７
破産者　白石　輝美
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１４９号
東京都足立区東伊興２丁目13―３
破産者　中山　隆正
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１６３号
東京都千代田区飯田橋２―11―10
破産者　株式会社ハーマン・インターナショナル・ジャパン
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１６４号
千葉県市川市南八幡４丁目８－９―701
破産者　半澤　道夫
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１６６号
東京都目黒区上目黒１丁目５番10号　中目黒マンション108号室
破産者　株式会社ジェイビイ
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１６７号
東京都目黒区五本木２丁目50―４―105
破産者　関矢　多門
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１７４号
東京都板橋区徳丸２丁目３番３号
破産者　有限会社宏喜
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１７５号
埼玉県志木市中宗岡４丁目13―３―101
破産者　久保田喜代子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１９５号
東京都品川区荏原４丁目10番10号
破産者　株式会社イー・アイ・シー
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１１９６号
東京都品川区中延４丁目４―18―202
破産者　丸山　峰生
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２００号
東京都調布市小島町２丁目50番１号
破産者　株式会社パピヨン
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２０２号
東京都多摩市関戸３丁目14―８―402、開始決定時の住所東京都多摩市永山１丁目13―１―314
破産者　淺沼　　学
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２３１号
東京都江戸川区船堀７丁目５番地２号　107号室メゾンあきば第17
破産者　有限会社協同金網工業
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２３３号
東京都西東京市向台町２丁目13番33号
破産者　有限会社ファームステイション
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２３４号
東京都西東京市向台町２丁目13―33
破産者　椿　　昌子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２６２号
東京都目黒区平町２丁目10番17号
破産者　増田建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２６３号
東京都大田区上池台５―16―５、住民票上の住所東京都目黒区中目黒５丁目18―５
破産者　増田　宜男
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２７１号
東京都江東区新大橋１丁目12番11号
破産者　有限会社エイチ・アイ・シー
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２７２号
千葉県千葉市緑区あすみが丘３丁目12―５―５―101
破産者　小倉　秀章
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３９４号
埼玉県戸田市新曽南２丁目８－４―201
破産者　石川　　茂
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９６７号
東京都福生市大字熊川361―８
破産者　佐藤　　茂
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９６９号
千葉県市川市下貝塚１丁目14―11―102
破産者　水谷　知彦
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部